

# 新型コロナウイルス感染予防のための衛生備品購入事業助成申請にかかる 審査基準

社会福祉法人 奈良県共同募金会

新型コロナウイルス感染予防のための衛生備品購入事業助成申請にかかる審査については、「社会福祉法人奈良県共同募金会共同募金助成要綱（以下、「要綱」という。）及び「新型コロナウイルス感染予防のための衛生備品購入事業助成【助成要領】」（以下、「要領」という。）によるほか本審査基準の定めるところによる。

## 1. 事業内容について以下の事業を優先とする。

- 地域福祉課題を的確にとらえ、その課題解決に貢献する事業。
- 地域福祉、更生保護及びその他の社会福祉の向上に資する事業。
- 寄付者の共感が得られ、共同募金の有用性PRと寄付促進につながる事業。

## 2. 要綱3条(3)の欠格要件である「助成金以外の財源で実施可能」であるか否かの基準は以下のとおりとする。

助成申請書に添付された計算書類(財務諸表等)[\*注1]の当期末支払資金残高[\*注2]が申請年度前年度事業活動費の3ヶ月分(運転資金)を上回る場合を欠格要件とする。

ただし、下記のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- ①当期末支払資金残高から年間事業活動費の3ヶ月分を差し引いた額が助成対象事業費総額より低い場合。
- ②当期末支払資金残高のうち、申請年度以後3年以内に支出する経費が含まれている場合。その際は、実施年度及び実施内容等を記した理由書により計画を明確にすること。

[\*注1] 各団体の財務諸表に該当する項目に読み替える。

[\*注2] 当期末支払資金残高は流動資産と流動負債の差額(貯蔵品以外の棚卸資産、1年内返済予定長期借入金等、引当金を除く)、すなわち、正味運転資金のことをいう。